

地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会（第3回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成25年11月27日（水）14：00～16：00
- 場所：総務省6階 601会議室
- 出席者：小室部会長、金丸委員、斎藤委員代理、菅原委員、宗和委員、田中委員、宮澤委員、多田財務調査課長 他

【議題】

- (1) 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」の検討状況について
- (2) 固定資産台帳の整備目的・記載項目・記載対象範囲・計上単位について
- (3) 固定資産台帳の整備手順等の実務について
- (4) その他

【配付資料】

- 資料1 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」における検討資料
- 資料2 前回（10月31日）の議論及び提出意見
- 資料3 固定資産台帳の整備目的・記載項目に係る検討
- 資料4 固定資産台帳の記載対象範囲に係る検討
- 資料5 固定資産台帳の計上単位に係る検討
- 資料6 固定資産台帳の整備手順等の実務に係る検討

【議事概要】

- 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（以下「基準部会」という。）の検討状況について事務局より説明（「資料1」関係）
- 固定資産台帳の整備目的・記載項目について事務局より説明（「資料2・3」関係）
 - ・ 前回の本部会での議論や委員のご意見を踏まえ、固定資産台帳の整備目的の方向性としては、①財務書類の補助簿、②資産管理、③資産管理から進んだ更なる活用、が考えられ、①及び②については基本的な情報は重なると考えられる一方、③については、二つの課題（整備・管理のハードルが高くなり整備自体が進まないおそれがあること、公共施設マネジメントに活用する場合には、工事履歴、施工者情報、部材データ、劣化状況、運営形態、業務形態、契約情報、勤務シフトなどの情報も必要であり、固定資産台帳で多くの情報を管理するとなると、全てメンテナンスしていかなければならず、事務負担が大きいこと）があり、こ

うした点を踏まえると、固定資産台帳の整備目的としては、主目的として①財務書類の補助簿とすることが適当ではないか。

- ・ また、固定資産の基本的な情報については、②資産管理にも有効と考えられるため、できる限り資産管理目的としても活用できるものとすることを推進すべきではないか。
- ・ 公共施設マネジメント等への活用については、全ての団体において固定資産台帳にそのための情報を備え管理することまでを求めるものではないが、各団体の判断により、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加することなどにより、活用の幅を広げられることを提示することとしてはどうか。
- ・ 固定資産台帳の記載項目について、固定資産台帳は財務書類作成のための補助簿として整備するものと位置づけ、記載項目は最小限のものとするが、数量、面積情報、建物の構造、減価償却累計額等の項目は、施設等の基本的な情報として会計上の固定資産台帳に含めるべきとの意見も踏まえ、これらの項目を加えて整理した（「資料3」の「固定資産台帳の記載項目（案）」参照）。
- ・ 既存の公有財産台帳や道路台帳などの法定台帳は現況の管理を行うことが主目的であるため、価額情報がないなど固定資産台帳とは記載項目が一致するものではないが、将来的には一体的な管理が行えることが望ましいため、既存の台帳から可能な限りデータを取得したうえで、将来的な一元化を見据えた財務会計目的の固定資産台帳として整備することが適当と考えられるのではないか。
- ・ 主として財産の運用管理を目的とする公有財産台帳等と固定資産台帳は、内容の重複する部分も多く、相互の整合性を保持することが重要であるため、また、効率的な管理を図るためにも、資産番号等を共有して連携（リンク）することが望ましいため、その連携項目をも追加したものを台帳整備の基本としてはどうか。
- ・ 取得財源内訳、売却可能額（時価等）の個別の記載項目については、基準部会における今後の検討を踏まえて整理したい。

○上記に係る意見等

- ・ 公共施設マネジメントへの活用について、団体によっては、施設カルテなど固定資産台帳とは別のものに情報を集積し、取組を行っている例がある。固定資産台帳がベースになるという考えを総務省が出すと、影響が大きい。公共施設マネジメントの一例とするのであれば構わない。
- ・ 固定資産台帳の記載項目をどういうものにするのか、制度や仕組みとして決めるなら、範囲はある程度の割り切りが必要。公共施設マネジメントについては、各団体で施設カルテや白書を活用するなどいろいろあるので、それぞれの団体で判断することとすれば良いのではないか。
- ・ 「固定資産台帳の記載項目（案）」で項目を示されているが、このイメージは紙として打ち出すアウトプットなのか、システムが持つデータベースなのか。その説明が必要なのではないか。
- ・ 「固定資産台帳の記載項目（案）」について、項目番号の24～30の今回減少内訳について、売却した場合はどの項目になるのか。24の除却額に含まれるのであれば、明確にす

べき。また、31の増減異動後簿価について、期末の帳簿価額であるならば、こちらも明確にすべきではないか。

- ・ 小規模団体では、一つのシステムで複数のことが行えるように整備する傾向にあると思う。今回の記載項目の提示は基本的（Aタイプ）なものであったとしても、ほかの事業に活用することを想定して、いくつかの項目を付け加えたBタイプ、更に加えたCタイプなどをこちらで示すと良いのではないか。広く活用しようとした場合に追加する項目を市町村単位で業者と交渉して決めるのは、今の段階では難しいかもしれない。
- ・ 公有財産台帳等と固定資産台帳の一元化を見据えて整備するとしているが、それぞれ別の機能があり、一元化とするのは難易度も高い中で、一元化を強制・推奨するニュアンスで提示するのは行き過ぎではないか。
- ・ 一元化を提示するのであれば、どのような姿が一元化と言えるのか整理した上で提示すべきではないか。公有財産台帳に記載されている範囲と、固定資産台帳として記載すべき範囲が異なると考えられるが、その説明や整備の上での処理の仕方、減価償却はどの範囲なのかなど、もう少し議論する必要があるのではないか。

○固定資産台帳の記載対象範囲について事務局より説明（「資料2・4」関係）

- ・ 固定資産台帳の記載対象範囲について、現行の新地方公会計モデルでは全ての固定資産を対象としており、今後もその取扱いを踏襲し、原則として所有するもの全てを対象とすることとしたい。
- ・ 所有外資産の取扱いについては、固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入が進んでいない現状において、様々なメリット・デメリットがある中では、どのような所有外資産を対象とするのか等を含め所有外資産把握の有用性について課題が多いところであり、基準部会における検討を踏まえて、最終的に整理したい。
- ・ 所有資産のうち、資産として登録しないものについては、現行の取扱いを踏襲したいと考えるが、「イ. 残存価額50万円未満の物品や小規模資産等重要性が低いもの」について、現在基準部会において「物品は、原則として取得価額が50万円以上の場合に資産として計上する」と検討しているため、イ. は除外することとしたい。このことに伴い、「ア. 既に耐用年数が過ぎ、償却済みのもの（物品以外）」の（物品以外）も除くこととしたい。

また、ア. について、償却済みのものであっても、将来の更新費用の算定に必要である場合があるため、このような資産については、各団体の判断により、固定資産台帳に登録又は注記して差し支えないこととしたい。

○上記に係る意見等

- ・ 実務的な面からは、所有資産のみでも洗い出し作業は大変であり、所有外資産も台帳整備の対象とするとハードルが高すぎるので、原則は記載を要しないこととし、記載を行える団体あつては記載を妨げない、という程度としてはどうか。

→ 基準部会における検討の参考としたい。

○固定資産台帳の計上単位について事務局より説明（「資料2・5」関係）

- ・ 固定資産台帳については、財務書類の補助簿としての機能に加え、資産管理への活用をも見据えたものを基本とすることから、計上単位については、貸借対照表に計上する資産の単位ごとに計上していくことが大原則であるが、より具体的には（１）現物との照合が可能な単位であること、（２）取替や更新を行う単位であること、の２つの原則に沿って計上することが適当ではないか。ただし、実務的な観点から開始時等は資産の種類に応じて個別の対応としてこの原則によらないことを可能としたい。
- ・ 個別的事項のうちインフラ資産について、道路を例にすると、地方公共団体では道路台帳が整備され、路線単位の取扱いとなっていることから、計上の基本は路線単位と考えられるが、開始時については一度の事務負担が多いため、これまでの経緯を踏まえ年度一括計上を許容すべきではないか。
開始後については、道路の管理は整備年度単位よりは路線単位で行われていることが想定されるため、新たに整備したものと更新が行われたタイミングで路線単位等の管理にすることとし、精緻化を図っていけば良いのではないか。
- ・ 事業用資産については、地方公共団体の実態を踏まえると、過去に整備・取得をした建物について、躯体と各種附属設備を分けて計上していない団体もあり、それを分けて計上することとすると、一度の事務負担が多いため、開始時においては一体計上を許容することとして良いのではないか。その上で、その後新規に取得するものは分けて計上、また、過去取得のもので一体計上をしたものについても、更新が行われたタイミングで分けて計上することとし、精緻化を図っていけば良いのではないか。
- ・ インフラ資産の工作物について、開始時はこれまでの取扱いの経緯もあるため、一体的な管理を許容することとして良いのではないか。なお、団体の実情に応じて個別単位の管理を妨げないこととしたい。
- ・ 事業用資産の工作物については、個別単位の管理の原則を適用するが、開始時に過去取得のものを分けて計上していない場合は、一体計上を許容することとし、その後、更新が行われたタイミングで分けて計上し、精緻化を図っていけば良いのではないか。

○上記に係る意見等

- ・ 事業用資産について、開始時は、建物躯体と附属設備を分けて計上していない場合、一体計上を許容することのことだが、例えば、建物の耐用年数が５０年、附属設備が１０年であって、附属設備を代えた場合、その附属設備の分だけ除却することとなるのか。
- ・ 本体の建物と一体で計上されているので、その場合、附属設備の分だけ除却することはしないのではないか。その建物自体が除却されれば、除却する。また、新たに附属設備が導入されたのであれば、それは新たな資産として計上する。
これは、道路などのインフラ資産も同様ではないか。
- ・ 開始時に一体としているものは、割り切りが必要ではないか。むしろ新規取得のものをきちんと分けて計上することができるかということが論点ではないか。
- ・ 建物等整備の際、発注を別々に行えば、分けて計上することは容易であるが、一体で発注した場合でも、仕様・契約書の中身を区分して作成すれば、分けて計上することは可能と考えられる。

○固定資産台帳の整備手順等の実務について事務局より説明（「資料6」関係）

- ・ 資料6に沿って説明。

○上記に係る意見等

- ・ 整備の流れの③資産の棚卸で、固定資産の実地調査を行うとあるが、非常に重要なことと認識している。実務的には、件数が多いため難しいということがあると考えられるため、例えばローテーションで行うなどの工夫をすることにより、確実に実施することを明記した方が良いのではないか。
- ・ 資産の棚卸について、公有財産台帳を基礎として行うことも記されており、公有財産台帳がしっかり現物確認できていれば、実地調査にこだわる必要はないかもしれないが、実態として行われていない団体も想定されるため、これを機会に公有財産台帳との現物確認をしっかりと行うことも明記すれば良いのではないか。
- ・ 開始時の整備について、どの程度の時間をかけるのか、負荷はどの程度なのかを先進事例などから示した方が良いのではないか。その場合、例えば現物確認で土地、建物、物品と直列的に行うと3年を要するかもしれないが、部署が異なるのであれば並列的に行い、3年まではかからないというように、進め方の設定によって期間も変わってくると考えられ、期間に限らず、そのような提示をすれば良いのではないか。
- ・ 整備後にどのタイミングで固定資産台帳を更新するのか、実態として年度末が多いということ踏まえると、その方針で良いのではないか。
処分により減少した場合には、月単位くらいでデータを押さえることとすれば良いのではないか。
- ・ 固定資産台帳整備の一つの実例を挙げると、当初2年間で整備するとして周知を図り、勉強会などを行ったが、結果2年でほとんど整備が進まなかった。その後、整備の担当課がリーダーシップをとれるように各課の担当者を若手に代えたところ、3か月くらいでほぼ整備ができた。小規模な団体では、本腰を入れれば早く整備ができると思われる。
- ・ 規模の大きい団体でも、専任の者が特定の期間集中して行えば、3か月で整備が可能と思われる。資料6の庁内の整備体制の例の②のように、会議を開催して方針を決定し作業を行う、これをある程度の段階ずつ行っていくとすると、会議を毎日開催できるものではないため、これでは3年を要することにもなる。しかし、①のようにある程度権限を付与された専門のワーキンググループなりが、各課に指示を出し、期間を区切れれば成果が出ると考えられる。その際重要なのは、組織の長が、期間を区切り、権限を与え、それを各課に周知し協力する体制を作る、ということではないか。
- ・ 年度をまたいで整備をすると、数値（価額、数量等）が変わってしまうので、短期に整備することとした方が良いのではないか。
- ・ 開始時の整備の一つの実例として、これまで所管課で年1回の現物確認などを行い、公有財産台帳をしっかりと整備している団体では、公有財産台帳以外の道路などのインフラ資産の現物確認に時間・労力をかけ固定資産台帳を整備したところ。
- ・ 団体によっては、庁内の体制整備から、①計画・準備、②書式の作成までで1年をかける、

今年度は書式の作成を目標とする、というところもあるかもしれない。ただし、期間が長ければ良いというものではない。

- ・ リーダーシップを発揮できる体制、組織横断的に協力を得られる体制の構築は重要であり、提示すべきではないか。
- ・ 公有財産台帳を年1回現物確認をしている事例があったが、同様に固定資産台帳についても継続的に現物確認を行う取組も必要ではないか。
- ・ アウトソーシングについては、単純な作業、マンパワーを要するような部分では活用できる場合があると考えられるが、自らの資産を把握しつつ調べることにも意味があり、それを外注すると分からなくなってしまう、情報を更新できなくなるということもあるのではないか。また、開始時はある程度の割り切りをしないと精緻さに際限がなくなってしまうが、外注ではどんどん精緻な提案をされ、割高となることもあるのではないか。
- ・ 実例として、新たな公会計の整備について、初めて着手した際、どのような様式にするか、何を中心に調べるのか、外部の委託と一緒にいった経緯がある。現在は、先進団体を見本として進めたり、この部会なりでどのようなデータを揃えたらいいということが明確になれば、自治体だけで取り組むことができると思われる。